

(保 145)

平成 22 年 10 月 29 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

ゴナールエフ皮下注ペン 300 に係る留意事項の一部改正について

ゴナールエフ皮下注ペン 300 については、平成 22 年 9 月 24 日付厚生労働省告示第 350 号をもって薬価基準に収載され、同日付け保医発 0924 第 1 号により、その保険適用上の取扱いに係る留意事項が示されているところですが（平成 22 年 10 月 8 日付け日医発第 668 号（保 130）をご参照ください）、今般、同留意事項が改正されることとなりましたので、お知らせ申し上げます。

今回の改正は下記の通りであります。ホリトロピン アルファ製剤（ゴナールエフ皮下注用 75 等）については、平成 21 年 10 月 16 日付け保医発 1016 第 4 号（平成 21 年 10 月 29 日付け日医発第 699 号（保 150）をご参照ください）により、「視床下部—下垂体機能障害又は多嚢性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合には、在宅自己注射指導管理料を算定できることとされていることから、ゴナールエフ皮下注ペン 300 についても同様の取扱いとするよう訂正するものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号に掲載を予定しております。

記

○ゴナールエフ皮下注ペン 300

- ① 本製剤は、「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導」及び「視床下部—下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵に

おける排卵誘発」を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

- ② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(※変更箇所下線部)

(添付資料)

1. ゴナールエフ皮下注ペンに係る留意事項の一部改正について
(平 22. 10. 18 保医発 1018 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長通知)



保医発1018第2号
平成22年10月18日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

ゴナールエフ皮下注ペンに係る留意事項の一部改正について

ゴナールエフ皮下注ペン300については「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年9月24日付け保医発0924第1号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、今般、同留意事項を下記の通り改正しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年9月24日付け保医発0924第1号）の2の(3)①を次のように改める。

- ① 本薬剤は、「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導」及び「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本薬剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成22年9月24日保医発第0924第1号)

改正後	改正前
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ゴナールエフ皮下注ペン 300</p> <p>① 本薬剤は、「<u>低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導</u>」及び「<u>視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発</u>」を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本薬剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>② 本薬剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ゴナールエフ皮下注ペン 300</p> <p>① 本薬剤は、<u>低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導</u>を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本薬剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>② 本薬剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>